

<調査研究報告書タイトル>アドボカイト制度の構築に関する調査研究

<実施主体名>三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

1. 事業目的

令和元年児童福祉法改正法では、改正法施行後2年を目途に、「児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。本調査研究は、これまでの背景や検討の経緯を踏まえ、アドボカシーに関する制度の導入に向けたガイドライン案をはじめ、アドボカシーに関連する制度を構築する上での検討を行うための基礎資料を得ることを目的として実施した。なお、本調査研究全般に関し専門的な見地から助言を得るため、有識者を構成員とする検討委員会を設置し、5回の会合を開催した。

2. 事業概要

(1) **検討委員会の設置**： 本調査研究全般に関し専門的な見地から助言を得るため、有識者を構成員とする検討委員会を5回開催した。

(2) **先行事例インタビュー調査**： 先進的な事業や取組みを実施している自治体及び民間団体を先行事例として、4事例・9名のインタビュー調査を実施した。

(3) **海外事例文献調査**： 英国(4か国)とカナダ(2州)を対象に、アドボカシーに関する制度や直近の運用状況等について、日本語の文献及び当該国の行政資料等を基に情報を整理した。

(4) **自治体アンケート調査**： 児童相談所設置自治体を対象として、子どもの権利擁護に関する事業の実施状況や検討状況、今後の実施方針、課題等に関するアンケート調査を実施し、54自治体から回答を得た。

3. 事業実施結果

(1) **アドボカシーに関するガイドライン案**： 本調査研究として作成したガイドライン案では、意見形成支援・意見表明支援(アドボカシー)をはじめとする概念整理に中心的に取り組んだ。アドボカシーの基本方針は子ども自身が実現したいことを考えて周囲にできること(セルフアドボカシー)、その達成には4種類のアドボカシーの仕組みを確保し子ども表明が必要な支援をいつでも利用できるようにすべきこと、国や都道府県等ではアドボカシーと個別の権利救済をはじめとする権利擁護の体制及び仕組み(子ども権利擁護システム)を確保・推進すべきことなどに言及した上で、その中でも特に独立(専門)アドボカシー及びその実践者である子ども意見表明支援員の活動内容や要件等を具体的に定めた。今後、都道府県等が子ども権利擁護システムを構築するにあたり、このガイドライン案がアドボカシーの仕組みを整備する際の参考資料として活用されるとともに、多くの地域においてアドボカシーの実践が展開され、ガイドライン案の記載内容をさらに充実させることが期待される。

(2) **課題と今後の方向性**： 第一に、各地での実践例の蓄積を踏まえた取組の拡充が望まれる。第二に、子ども意見表明支援員の活動を支援するための制度的な環境整備が必要である。第三に、子ども意見表明支援員をはじめとする支援提供者の養成が喫緊に望まれる。第四に、子どものアドボカシーに関する関係機関・関係者の理解醸成を促す全国的施策の検討が不可欠である。